

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問30（情）第2号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年12月28日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「湯崎英彦が職員の斜め横断（頻発すること）につき、職員に指導をした事が判る全ての文書（以下『別件請求文書』という。）及び〇〇職員（以下『本件職員』という。）が、県民が知事に伝えるよう要望した事が実施された事が判る全ての文書（以下『本件請求文書』という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署である総務局総務課は別件請求文書について、総務局秘書課は本件請求文書について、それぞれ作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下総務課の決定を「別件処分」といい、秘書課の決定を「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成30年1月11日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年2月27日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件職員は、手帳に私の発言を細かく記載していた（私の前で）。しかし、以前より知事湯崎へ意図的に伝えた事を隠ぺいが疑われる。よって文書は存在するので全公開を求める。

職員の斜め横断が毎日行われている状態は、地方公務員の失墜行為であり、湯崎の法令遵守を無視する事実が明白なることを行政職員が加担し共同で証拠を隠滅しようとしており、悪質であり、直ちに公正・公平な公務を行い、全公開するべきである。「本件職員が、情報共有を行うための備忘として記録したもの」は、職務に関して職

務中に記載したものであり、明白な行政文書である。断片的との理由での証拠隠滅や湯崎英彦への隠ぺい工作は、情報公開の趣旨や目的を行政が妨害するものであり公共の福祉にも反する重大な瑕疵である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

職員の斜め横断に関し、来庁者から、知事へ報告をするように要望があったことについて、秘書課内での情報共有は口頭で行ったため、文書は作成していない。

審査請求人は「本件職員は、手帳に私の発言を細かく記載していた（私の前で）。（中略）よって文書は存在する」と主張しているが、来庁者との面会において本件職員がメモした内容は、秘書課内で口頭での情報共有を行うための備忘として、断片的に語句、日時等を記録したものであり、条例第2条第2項に規定する「行政文書」には該当しないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が秘書課を訪問し、実施機関の職員による道路の斜め横断が頻発している現状を知事に報告するよう要望したこと（以下「本件要望」という。）に対し、知事への報告が行われた事実が分かる文書の開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、秘書課内での情報共有は口頭で行い、文書は作成していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し審査請求人は、審査請求人が秘書課を訪問した際、対応した本件職員が、手帳に審査請求人の発言を細かく記載していたのを見ていたことから、当該手帳の記載（以下「本件記載」という。）は、職員が、その職務に関して職務時間中に記載したものであるから、本件請求の対象となる行政文書に該当する旨主張していると認められることから、以下、その当否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

条例第2条第2項において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとされている。

また、条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）で、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わないとされ、さらに、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該行政文書を当該実施機関の職員が作成し、又は取得した後に決裁、供覧、内部検討等に付すなどして、当該実施機関が業務上必要なものとして保有しているもの（組織的共用文書）をいうとされている。

実施機関に確認したところ、本件記載は、本件職員が自己の職務の執行の便宜のために自らの手帳に記載したものであり、これを秘書課内で決裁、供覧したり、内部検討の資料とした事実はないということであった。

そうすると、本件記載は、実施機関が業務上必要なものとして保有しているものとは認められず、条例第2条第2項の規定による「行政文書」に該当しないと判断したという実施機関の説明は不合理とはいえない。

なお、本件記載以外に、本件要望に関し、文書が作成されていれば、本件請求の対象となる可能性があるため、実施機関に確認したところ、通常から、実施機関に対する要望が秘書課に対してあった場合、当該要望に関して文書を作成するか否か、情報共有する範囲等については、秘書課で判断しており、本件要望については、特定事項について知事への報告を求めるものであったことから、口頭により秘書課内で情報共有することとしたということであった。

広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）の規定により、知事の秘書に関することは、秘書課の分掌事務とされており、分掌事務に関する文書作成の要否、情報共有の範囲については当該課の判断に委ねられているものと考えられることから、秘書課が、本件要望に対しては課内で口頭により情報共有すべき案件と判断し、文書を作成しなかったという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 5. 1	・ 諮問を受けた。
30. 9. 25 (平成 30 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 10. 23 (平成 30 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授